

令和2年度
茅ヶ崎市自治基本条例
検証資料

令和2年3月

自治基本条例の検証について

茅ヶ崎市自治基本条例は第30条の規定に基づき、この条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して、4年を超えない期間ごとに、その内容を検証することとしており、令和2年度が次の検証年度に当たります。

条例の検証に当たり、平成28年度から令和元年度までの取組内容について、各課かいで内部検証を行い、その結果をまとめました。

※ 「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」で平成31年度と表記していた部分は令和元年度と、平成32年度と表記していた部分は令和2年度と置き換えています。

I 検証の進め方

1 内部検証

平成28年度から令和元年度までの取組状況について市による検証を実施します。

2 市民参加

内部検証資料に基づき、市民の皆様にご意見を伺うため意見交換会を実施するとともに、自治基本条例に関する市民アンケートを実施します。

3 学識経験者の意見聴取

内部検証の内容及び市民参加でいただいた市民の皆様からの御意見に基づき、学識経験者の御意見を伺います。

4 次期講ずる措置（素案）パブリックコメント手続及び議会への報告

検証の内容に基づいて令和3年度から令和6年度までの取組内容を、次期講ずる措置（素案）としてまとめ、パブリックコメント手続を実施するとともに、その結果を議会に報告します。

5 次期講ずる措置の策定・公表

パブリックコメント手続等で寄せられた意見を踏まえ、次期講ずる措置を策定・公表します。

II 検証資料について

前文から第30条まで及び新設規定について、次の項目ごとに検証を行いました。

<平成29年度から令和元年度までの内部検証>

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

平成29年度から令和2年度までを期間とする現在のアクション・プランに掲げられた取組のうち、令和元年度までの取組状況と取組の成果や効果等について記載しています。

2 条文の検証事項

1の取組や条文に規定された事項に対する「市民からの意見や要望等」、「改善すべき点や課題」を記載しています。

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

現在のアクション・プランに掲げた取組のうち、①②では令和3年度以降「新たに取り組むべき事項」の有無、「取組を継続しない事項」の有無、③では「その理由」について記載しています。

4 内部評価

1～3を踏まえて、「取組の成果や効果等」、「市民からの意見、改善すべき点や課題への対応」、「条文の規定が自治の推進に適合しているか」の3つの視点で評価を実施し、その評価内容を踏まえた「令和3年度以降の取組」について記載しています。

<平成28年度の内部検証>

アクション・プラン（平成25年度～平成28年度）に掲げた取組のうち平成28年度分の「取組状況」と「内部評価」を記載しています。

「内部評価」には、取組により条文に規定された事項を推進することができたかの評価及び平成29年度以降の当該取組について記載しています。

目 次

平成29年度から令和元年度までの内部検証

前文	2
第1条（目的）	2
第2条（条例の位置付け）	2
第3条（定義）	2
第4条（自治の基本理念）	2
第5条（市民の権利）	3
第6条（市民の責務）	3
第7条（事業者の責務）	4
第8条（議会の責務）	5
第9条（議員の責務）	5
第10条（市長の責務）	8
第11条（職員の責務）	10
第12条（市政運営の基本原則）	12
第13条（説明責任）	14
第14条（情報共有）	16
第15条（情報の管理等）	18
第16条（市民参加）	20
第17条（政策法務等）	22
第18条（総合計画等）	24
第19条（財政運営等）	26
第20条（行政評価）	28
第21条（行政手続）	32
第22条（苦情等への対応）	34
第23条（監査）	36
第24条（職員通報）	38
第25条（コミュニティ）	40
第26条（協働）	42
第27条（市民活動の推進）	44
第28条（住民投票）	46
第29条（国等との連携協力）	48
第30条（条例の検証等）	50
新設規定	52

平成28年度の内部検証

第7条（事業者の責務）	54
第8条（議会の責務）	54
第9条（議員の責務）	54
第10条（市長の責務）	55
第11条（職員の責務）	57
第13条（説明責任）	57
第14条（情報共有）	58
第15条（情報の管理等）	59
第16条（市民参加）	59
第17条（政策法務等）	60
第18条（総合計画等）	60
第19条（財政運営等）	61
第20条（行政評価）	62
第21条（行政手続）	62
第22条（苦情等への対応）	63
第23条（監査）	63
第24条（職員通報）	64
第25条（コミュニティ）	65
第26条（協働）	65
第27条（市民活動の推進）	66
第28条（住民投票）	66
第29条（国等との連携協力）	67
第30条（条例の検証等）	67

平成29年度から令和元年度までの 内部検証

前文

総則第1条～第4条

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者

イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者

エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの

オ 市に対し納税の義務を負うもの

(2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。

(3) 市政 市が行う活動の全体をいう。

(4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。

(2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。

(3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

前文は、条例制定の趣旨や目的、理念などを述べたものです。

また、第1条から第4条までは、総則規定であり、条例全体に通じる基本的な事項を定めたものです。いずれも、平成25年度、平成28年度の検証において学識経験者及び市民から、規定を修正する必要はないとの意見をいただいていることから、内部検証の対象とはしないこととしました。

第5条 市民の権利

第6条 市民の責務

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

第5条の規定は第14条（情報共有）及び第16条（市民参加）において、第6条の規定は第16条（市民参加）、第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）において、具体化していることから、それぞれの条文の中で検証を行うこととしました。

第7条
事業者の責務

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜各条に規定された事項を推進するための取組＞

◇ 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施＜事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課＞

◇ 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援＜全ての課＞

〔取組状況〕

法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対する規制、誘導又は指導を適切に行いました。

また、事業者の環境保全や良好なまちづくりに寄与する自主的な取組について、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介などの支援を行いました。

〔成果や効果等〕

事業等に対する規制、誘導、指導の実施及び事業者の環境保全や良好なまちづくりに寄与する自主的な取組への支援により、茅ヶ崎市内で事業活動を行う事業者が地域社会との調和を図ることができるよう、行政の立場で関わることができました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

特にありません。

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

- 事業活動等に対する規制、誘導又は指導及び地域社会との調和を図る事業者の取組への支援を適切に行い、条文に規定された事項を推進することができました。
- 事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されていることを踏まえ、茅ヶ崎市内で事業活動を行う事業者の責務について定めた、第7条の規定は適切であると考えます。
- 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も「アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）に掲げた＜各条に規定された事項を推進するための取組＞」（以下「現アクション・プランに掲げた取組」という。）を継続します。

第8条 議会の責務

第9条 議員の責務

(議会の責務)

第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならない。

3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 充実した討議の推進（第8条第1項）

[取組状況]

政策討議（常任委員会ごとに、調査研究、委員間討議などを経て政策提言等を行う取組）、委員会での自由討議、一般質問での一問一答方式（選択制）等により、議会における討議の充実を推進しました。委員会での自由討議については、更なる推進を図るため、委員会の座席の配置変更や標準的な審査の流れの変更を行いました。加えて、委員会審査の一層の充実を図るため、常任委員会の所管事項の見直しを行ったほか、令和元年度には政策討議について、更なる充実を図るためそのスケジュールを改善し、改選後の新たな委員会で行いました。

また、会議における議論の質の向上を図るため、本会議における一般質問の通告の詳細化、議案等への質疑の通告制の徹底を図りました。

さらに、通告制度のより適切な運用を図るため、一般質問の通告時期や質問順序の決定方法を改善しました。

[成果や効果等]

各常任委員会を中心に政策討議に活発に取り組み、最終的に議会として、平成30年度に4つの政策提言書を市長に提出しました。

また、常任委員会での審査等の過程で、自由討議が行われるようになりました。通告制度についても、以前より適正に運用できるようになりました。

◇ 議会の権能の適切な行使の推進（第8条第2項、第9条）

[取組状況]

条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行わせるため、それに資する議員研修、議会図書室及び議会事務局機能の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加並びに政策討議に継続的に取り組んだほか、議決権をより適切に行わせるため、従前は、委員会審査を省略していた先議・追加案件についても委員会審査を行うこととしました。

さらに、迅速かつ充実した議案審査を行うことができるよう、定例会における一般質問と議案審査の順序を変更すると

[成果や効果等]

議会活動に資する研修への参加、議会図書室の活用等により、議会における議案等の審議、所管事務に関する調査研究、一般質問に関する調査研究等の充実を図ることができました。

さらに、先議・追加案件の委員会審査、一般質問と議案審査の順序変更により、迅速かつ充実した審査が

<p>もに、これに伴う審議日程等の変更について、安定的な運用に努めたほか最適な定例会の会期日程等の検討を行いました。</p> <p>また、議会運営に関する各種改革に迅速に取り組むため議会事務局の組織改正を行いました。</p>	<p>できるようになりました。</p> <p>また、議会事務局の組織改正により、よりの確かつ効率的な事務執行ができるようになりました。</p>
<p>◇ 市民参加の推進（第8条第3項）</p>	
<p>[取組状況]</p> <p>茅ヶ崎市議会基本条例(平成23年茅ヶ崎市条例第1号)に基づき、議会報告会及び意見交換会を開催しました(上期(5月)及び下期(11月)に各2回※令和元年度は改選のため11月に2回)。陳情審査に当たっては、陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に説明の機会を設けたほか、陳情の取扱いの透明化等を図るため、陳情の取扱い基準を定めました。</p> <p>また、平成30年度に、茅ヶ崎市議会基本条例の検証及び改正を行い、改正素案についてパブリックコメントを実施し、提出された意見に対して議会として回答し、実施結果の公表を行いました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>議会報告会及び意見交換会により、議会に対する市民の意見、要望等及びそれに対する議会の取組、考え方等を広く共有することができました。陳情については、取扱いの透明化を図るとともに、陳情者の説明を公式の会議の中で聴取することができました。</p>
<p>◇ 広報・広聴活動の推進（第8条第3項）</p>	
<p>[取組状況]</p> <p>議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会フェイスブック、議会報告会、意見交換会、本会議傍聴者へのアンケート等を活用し、広報・広聴活動の充実を図りました。議会だよりについては、より親しみやすく、分かりやすい紙面構成に刷新しました。</p> <p>また、積極的な情報提供として、政務活動費の収支報告書、領収書等の証拠書類一式及び各委員会の視察報告書を議会ホームページで公表しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>議会の活動について、広く周知するとともに、議会に対する市民の意見、要望等を把握することができました。</p>

2 条文の検証事項

<p>市民の意見や要望等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会における議論のより一層の充実 ・ 議会のチェック機能、予算・決算審査の充実 ・ 議会報告会及び意見交換会の運営方法についての様々な意見や要望
<p>改善すべき点や課題</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問については、通告の際に同種の質問が重なることがあるため、議員間の調整を行うなど改善を図る必要があります。 ・ 一般質問と議案審査の順序変更に伴い各定例会の日程が長くなる傾向にあるため、引き続きより良い会期日程について研究する必要があります。 ・ 議会報告会及び意見交換会については、運営方法の改善を図る必要があります。 ・ 積極的な情報提供を進める中で、議会ホームページについては、掲載する情報が増えてきたため、知りたい情報によりアクセスしやすくなるよう、改善を図る必要があります。

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

<p>○ 第8条及び第9条をより具体化した茅ヶ崎市議会基本条例に基づき適正に議会を運営するとともに議員の職務を遂行することができました。</p> <p>○ 議会の権能の充実、議会報告会や意見交換会など具体的な取組の改善については、継続して実施していきます。</p> <p>○ 第8条の規定は、議事機関としての議会について、また、第9条の規定は、議会の構成員である議員について、それぞれ責務を定めています。いずれも地方自治体における二元代表制のうち議事機関たる議会に求められる役割を果たす上で基本的な事項を定めていることからこれらの規定は適切であると考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。</p>

第10条
市長の責務

(市長の責務)

- 第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。
- 2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。
- 4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 市や地域が開催する意見交換の場への参加＜秘書広報課＞（第1項）	
<p>[取組状況]</p> <p>市民集会に市長自らが参加し、地域の現状や課題、市民の要望等の把握に努めました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>地域の課題や市民の要望等の把握への一助となりました。</p>
◇ 市長会その他都市関係会議等への参加＜秘書広報課＞（第1項）	
<p>[取組状況]</p> <p>地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進的な取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等の会議に参加しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>行政運営上の課題や先進事例の調査研究、情報共有などを行い、地方自治制度の充実及び市政の円滑な運営と発展を図ることができました。</p>
◇ 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上＜秘書広報課＞（第2項）	
<p>[取組状況]</p> <p>市長の日々の動向、交際費の支出状況を市ホームページ等に掲載し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を政治倫理確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例（平成7年茅ヶ崎市条例第25号）に基づき公開しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>市長の日々の動向や交際費の支出状況、市長の資産等を公開することにより、市政運営の透明性の確保に寄与しました。</p>
◇ 特定の政策課題についての調査研究及び調整＜企画経営課＞（第1項）	
<p>[取組状況]</p> <p>「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用事業」など緊急性、重要性の高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行いました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>突発的に発生する特定の政策課題に対応するため、庁内外との調整を進めるとともに、市民に対しても情報発信を適宜実施し、一定の状況の周知を図ることができました。</p>
◇ 職員の育成＜職員課＞（第3項）	
<p>[取組状況]</p> <p>政策形成能力の向上、業務遂行能力の向上、マネジメント能力の向上、協働を推進するための職員の資質の向上等を趣旨と</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>行政法等に関する研修の必修化等により、地域の課題や市民の多様</p>

した各種研修及び職場研修（OJT）を実施しました。	な意見等に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成の一助となりました。
◇ 施政方針の公表《企画経営課》（第4項）	
[取組状況] 施政方針については、第1回市議会定例会後に市ホームページで公表するとともに、市広報紙にて概要を掲載しています。 また、市政情報コーナーや各公共施設に配架しました。	[成果や効果等] 翌年度の市の重要施策を掲げた施政方針を作成し、市民への説明責任を果たし情報共有を図ることができました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等	
<ul style="list-style-type: none"> 政策課題について、市民の意見を反映させることができる取組の推進《企画経営課》 専門的知識や法的知識を備えている職員の採用、育成《職員課》 職員研修への市民の参加《職員課》 	
改善すべき点や課題	
<ul style="list-style-type: none"> 政策課題への対応は、場合により既存の枠組みを超えた判断を求められることもあるため、市民への情報発信は適切に行いつつも、そのタイミングや内容を慎重に判断していく必要があります。《企画経営課》 地方自治体を取り巻く大きな環境の変化に対応しながら、柔軟に行政課題に対応し、効率よく迅速に成果を上げるためには、職員の働き方を見直す必要があります。《職員課》 厳しい財政状況に鑑みると、当該年度の市政の色を打ち出すことが困難となっており、施政方針の記述の仕方については、方針転換を図る必要があります。《企画経営課》 	

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに取組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降取組を継続しない事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

○ 市長の責務を果たすための取組として規定されている事項を念頭において、市長としての職務を遂行することができました。
○ 市民意見や課題として掲げた、政策課題への対応や、職員の働き方の見直し、施政方針の記述方法については、社会情勢や市を取り巻く環境の変化に応じて、それぞれの取組の中で適切に対応していきます。
○ 市長は、市の執行機関の一つであるとともに、市を統括し、市を代表する権能を有しており、その責務を規定した第10条はこの条例の趣旨に適合したものであると考えます。
○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

第11条
職員の責務

(職員の責務)

第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 自治基本条例の職員への周知＜行政総務課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 茅ヶ崎市自治基本条例に対する職員の認識を高めるため、階層別研修を実施しました。 また、小中学校・保育園・病院に所属する職員に対し、業務と関わりの深い条文をまとめた資料を配布するとともに、所属長が所属職員に茅ヶ崎市自治基本条例の周知を行うために活用可能な資料を作成し、配布しました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 職員の自治基本条例の認識度を高めることができました。</p>
◇ サービスの宣誓＜職員課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 新たに採用された職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員の服務に関する条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第60号）により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚するため、宣誓を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 採用時に公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等があること、ひいては、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行すべきことを職員に自覚させることができました。</p>
◇ 職員の自己啓発に対する支援＜職員課＞（第2項）	
<p>〔取組状況〕 国内行政視察の支援や自主研究グループの活動の支援など、職員のキャリア開発に対する意識を高める研修を実施しました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 職務の遂行のための必要な知識の習得及び能力の向上の一助となりました。</p>
◇ 学習する風土づくりの推進＜職員課＞（第2項）	
<p>〔取組状況〕 職場外研修にて学習した知識やスキルを、職場内研修にて職員間で共有することで、学習する風土づくりの推進を図りました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 職務の遂行のための必要な知識の習得及び能力の向上の一助となりました。</p>
◇ 部局横断的な検討組織（プロジェクトチームなど）の設置＜全ての課＞（第3項）	
<p>〔取組状況〕 必要に応じて部局横断的な検討組織を設置し、地域の課題解決や市民サービスの向上に向けた取組を行いました。主な取組としては、市立病院の今後のあり方について検討するため、企画部・財務部・総務部・市立病院で検討チームを設置し、課題解決に向けた議論を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 地域の課題解決や市民サービスの向上を図ることができました。</p>

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
・ 職員が必要な知識を得ることができるような図書室等の設置《職員課》
改善すべき点や課題
・ 部局横断的な検討組織について、地域の課題や市民ニーズの複雑化、多様化により、関係する部局が多数となる傾向があり、組織の運営が困難となっています。《行政総務課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

<p>○ 自治基本条例の研修実施後、職場内で研修内容の共有を徹底させるようにするとともに、職員課の実施する研修のほか、各課かいの実施する研修により、職員に必要な知識の習得及び向上が図られています。</p> <p>○ 限られた予算を有効活用し、文書法務課に設置している図書室のほか、各課かいにおいて必要な図書等の取得に努めています。</p> <p>また、地域の課題や市民サービスの向上を図るため、部局横断的な検討組織の設置は重要ですが、その取り扱う内容に応じ、常に所掌事項の明確化や組織構成の見直しなどを行い、適切に運用することが必要です。</p> <p>○ 第11条の規定は、職員が地方公務員として職務に当たる上での基本となる責務を定めており、地方公務員法とともにすべての職員が常に念頭に置き、また、実践すべき事項であることから同条の規定は適切であると考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。</p>

第12条
市政運営の基本原則

第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。

- (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
- (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第12条の規定は、以後の第13条から第24条までの規定に共通する基本原則を定めたものです。したがって、第12条については、それぞれの規定を具体化している個別の条文で検証を行いました。

第13条
説明責任

(説明責任)

第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 情報公開制度の適正な運用<<行政総務課>>（第2項）

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
平成29年4月に茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）が改正されたことを受け、ちがさきの情報公開ハンドブックを改訂しました。改訂後のハンドブックでは、茅ヶ崎市情報公開条例の目的（第1条）及び情報の提供（第22条）の解釈において、茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨を盛り込むことにより、茅ヶ崎市自治基本条例と茅ヶ崎市情報公開条例との関連性が強いものであるということを明確にしました。	説明責任に対する意識の向上や説明責任を果たすための体制の充実に努めることができました。

◇ パブリックコメント手続の実施<<市民自治推進課>>（第1項）

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
茅ヶ崎市市民参加条例（平成25年茅ヶ崎市条例第34号）第10条の規定に基づき、条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表しました。	パブリックコメント手続を通じて、市政に関する事項について工夫して分かりやすく説明するよう努めました。

◇ 苦情等への対応<<市民相談課>>（第2項）（第22条に掲載）

◇ 行政手続制度の適正な運用<<文書法務課>>（第1項）（第21条に掲載）

◇ 行政評価制度の適正な運用<<企画経営課>>（第1項）（第20条に掲載）

◇ 市政情報の公表及び提供<<行政総務課>>（第1項）（第14条に掲載）

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

- ・ 議事録作成のための補助的資料である電磁的記録の公開<<行政総務課>>
- ・ パブリックコメント手続が第4四半期に集中する傾向への意見<<市民自治推進課>>

改善すべき点や課題

- ・ 公正で正確な情報公開制度の運用のためには、更なる制度の周知が必要であると考えます。<<行政総務課>>

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

<p>○ パブリックコメント手続の実施や茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱に基づき会議録等を公表し、及び提供することにより、市政に関する情報を積極的に説明しています。 また、市民の知る権利を保障し、市の説明責任を全うするため、情報公開制度を適正に運用しています。</p> <p>○ 市政に関する事項の説明責任を果たすためには、根拠となる行政文書の速やかな作成及び適正な管理が求められており、情報提供の手法等について、社会状況の変化に対応するよう、適宜最適な手法を模索していく必要があります。 また、職員研修等により職員に対し説明責任の必要性について徹底するとともに、情報提供については、茅ヶ崎市情報公開条例を踏まえ適切に運用します。</p> <p>○ 第13条の規定は、第12条に規定する市政運営の基本原則のうち市政説明の原則を具体化するもので、市政の透明性の確保及び市政に対する市民の信頼の向上のため、市政に関する事項について市に説明責任及び応答責任を義務付ける同条の規定は適切であると考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。</p>
--

**第14条
情報共有**

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 市政情報の公表及び提供＜行政総務課＞（第1号・第2号）	
<p>〔取組状況〕 茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱に基づき、市政情報を積極的に公表し、提供しています。 また、平成30年度から議会事務局と連携して、議案を新たに議会ホームページに掲載し市民が閲覧できるようにしました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市民が求める情報を精査した結果、公表及び提供対象とする市政情報が増加したため、市民が情報公開制度によらずに情報を入手できるようになりました。</p>
◇ 市政情報コーナーの充実＜行政総務課＞（第1号・第2号）	
<p>〔取組状況〕 市政情報コーナーに配架している約1,500タイトルの行政資料を容易に検索できるよう市政情報公表一覧表を作成し、市ホームページ等で公表しました。 一覧表は、年4回更新し、最新の情報を市民に提供するため配架物の内容の確認を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市政情報コーナーに配架している情報が最新のものであるか確認することが職員間の共通認識となりました。</p>
◇ 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載＜秘書広報課＞（第1号・第2号）	
<p>〔取組状況〕 市民満足度調査において年齢別や地域別、居住年数別に広報媒体の利用状況調査を行っており、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットに絞った広報活動を行いました。 また、市の事業や魅力を伝えるツールとして、市民ふれあいプラザでお笑いライブを行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するための一助となりました。</p>
◇ 市民参加の推進＜市民自治推進課＞（第1号・第2号）（第16条に掲載）	
◇ 附属機関の会議の公開＜行政総務課＞（第3号）	
<p>〔取組状況〕 茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき、会議を公開しました。 市民に対しては、公開で行う会議を傍聴できるよう、市ホームページ等で会議の開催日時等を会議当日の2週間前から公表するよう努めました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 附属機関の会議の公開により、市民の会議の傍聴機会を確保するとともに、会議の内容を公開することで、公正で開かれた市政の推進に寄与しました。</p>

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
<ul style="list-style-type: none">・ 市政情報コーナーが閉鎖的《行政総務課》・ 市政情報コーナーの資料を探しやすくする工夫《行政総務課》
改善すべき点や課題
<ul style="list-style-type: none">・ 市政情報コーナーでは、限られたスペースの中で市民が必要とする行政文書を選別し、検索しやすい仕組みを検討していきます。《行政総務課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

<p>○ 市政情報コーナーや広報媒体等を活用して、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するとともに、附属機関の会議を公開することにより、結果だけでなく、審議等の過程についても市民と情報共有ができました。</p> <p>また、市民から市が管理する情報の公開の求めがあった場合には、茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき適正に情報を公開することができました。</p> <p>○ 市政情報コーナーは、行政情報の提供窓口として市民に認知されていることから、配架している行政資料の一覧表を定期的に更新するなど最新の情報を適切に管理し、分かりやすく提供する必要があります。</p> <p>○ 市民と市政に関する情報の共有化を図ることは、第12条の「市政運営の基本原則」の一つに掲げられていることや第5条第1項に規定された「市政に関する情報を知る権利」の保障につながることから、第14条の規定は自治の推進に適合したものであると考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。</p>

第15条
情報の管理等

(情報の管理等)

第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<前アクション・プランからの引継事項>

◇（仮称）公文書管理条例の制定<<文書法務課・文化生涯学習課>>（第1項）

〔取組状況〕

歴史公文書等の管理及び保存の基準づくり、閲覧方法等の検討を行いました。

これまでの検討の中で出た課題（歴史公文書等の選別基準・保管場所、歴史資料として収集した文書の取扱い、電子文書の取扱い等）を整理しました。

また、市民説明会、市民アンケート、パブリックコメント手続を実施し、条例の制定に向けて取組を進め、歴史公文書等を含む市の保有する文書を適切に管理し、保存するためのルールとして茅ヶ崎市公文書等管理条例を制定しました。

〔成果や効果等〕

市民の知的資源である歴史公文書等の整理・分類を進めることができました。

行政文書の「永年保存」を廃止し、保存年限を最長30年とします。

保存期間が満了した行政文書のうち、歴史資料として重要なものを「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、これを利用できるようになります。

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 行政文書の適正な管理<<文書法務課>>（第1項）

〔取組状況〕

行政文書の適正な管理に資するよう、文書管理推進会議委員によるファイリングシステムの巡回指導を行うとともに、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとった文書管理のあり方に関する研修を実施するなど、職員の意識啓発に努めました。

〔成果や効果等〕

行政文書に係る研修や文書保管状況調査による実地指導を通じて、職員の技能の向上が図られ、行政文書の適正な管理がされています。

◇ 情報公開制度の適正な運用<<行政総務課>>（第1項）（第13条に掲載）

◇ 個人情報保護制度の適正な運用<<行政総務課>>（第1項）

〔取組状況〕

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の改正に鑑み、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）を改正し、個人情報の収集、利用、提供について見直しを行いました。

また、茅ヶ崎市個人情報保護条例の運用解釈を定めた、ちがさきの個人情報保護ハンドブックが、時代に即したものであるかどうか確認を行い、マイナンバー制度に関する内容などを改訂しました。

〔成果や効果等〕

個人情報の取扱いについて職員の意識の向上を図り、個人情報の漏洩、減失及び毀損の防止を図ることができました。

◇ 情報セキュリティ対策の充実《情報推進課》（第2項）	
<p>[取組状況]</p> <p>全職員を対象にした情報セキュリティ研修を行うとともに、保有個人情報の適切な取扱いに関する自己点検及び各課かいが本市の情報セキュリティ指針等に沿った運用を行うことができているか確認を行うための外部監査を実施しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>本市における情報セキュリティ対策の充実と職員の意識の向上を図ることができました。</p>

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 茅ヶ崎市公文書等管理条例が制定されることで、この条例に基づき行政文書の一層の適正な管理を行うべき。《文書法務課》 ・ 国等では最新のICT技術や社会保障・税番号制度の活用を推進しており、このような社会情勢の変化に応じた情報セキュリティ対策を講ずるべき。《情報推進課》
改善すべき点や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 茅ヶ崎市公文書等管理条例の施行に向けて、作業時間を要する歴史公文書等の整理・分類を基準に基づき適正に進める必要があります。《文化生涯学習課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
<p>③ ①②で「ある」と回答した理由</p> <p><新たに<u>取り組むべき事項</u>></p> <p>歴史資料として重要な公文書等の管理及び利用《文化生涯学習課》</p> <p>新たに定められる、歴史公文書等の選別や特定歴史公文書等の管理及び利用について、市民、職員へ周知する必要があるためです。</p> <p><<u>取組を継続しない事項</u>></p> <p>(仮称)公文書管理条例の制定《文書法務課・文化生涯学習課》</p> <p>条例の制定に伴い、取組を終了します。</p>	

4 内部評価

<p>○ 市政に関する情報や個人情報を含む市が保有する情報の適正な収集、利用、提供、管理などについては、関連諸制度に基づき適正に運用しています。</p> <p>○ 歴史公文書等を含む公文書の適切な管理、保存について定める茅ヶ崎市公文書等管理条例を、令和3年4月に施行予定です。新たに定められる歴史公文書等を含む公文書等の管理について、市民、職員へ周知する必要があります。</p> <p>○ 市民と市が市政に関する情報を共有するためには、その前提として、市が保有する情報が適正に管理され、かつ、正確な情報に基づいて市政を行うことが市政運営の基本原則です。以上のことから、第15条の規定は自治の推進に適合したものであると考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続するとともに、「歴史資料として重要な公文書等の管理及び利用」を新たに<u>取り組むべき事項</u>とします。</p>

第16条
市民参加

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

1 アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜既存取組事項の変更の検討＞	
◇ パブリックコメント手続の運用の適正化＜市民自治推進課＞(第1項)	
〔取組状況〕 平成29年度に策定した職員のための市民参加手続ガイドを活用し、パブリックコメント手続について、運用方法や実施すべき時期、意見の扱い方、意見提出者への情報提供などの職員の認識を統一し、運用の適正化を図りました。	〔成果や効果等〕 パブリックコメント手続を通じて市政に関する情報を説明しました。
◇ 市民参加における審議会の位置づけの検討＜市民自治推進課＞(第1項)	
〔取組状況〕 審議会等の委員への市民の選任を市民参加の一形態と確認し、運用を行いました。 現行の運用の考え方及び市民委員の公募予定のある審議会等については、市ホームページで周知を行いました。 また、平成31年2月に発行した広報ちがさき市民参加特集号では、審議会等の市民委員に関する記事を掲載し、今後の公募予定について広く周知しました。	〔成果や効果等〕 審議会等を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を明確にすることができました。
＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 市民参加の推進・啓発＜市民自治推進課＞(第3項)	
〔取組状況〕 茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、政策の企画・立案段階等における市民の参加を促進し、市の政策への市民意見の反映を図るとともに、市ホームページ等による情報提供を推進し、職員や市民に市民参加の推進に係る意識啓発を図りました。 また、市民参加特集号を作成し、市民参加に関する情報共有を図りました。	〔成果や効果等〕 様々な手法による市民参加を推進するとともに、周知を図りました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の推進のための、情報発信の充実や職員意識の向上《市民自治推進課》 パブリックコメント手続が第4四半期に集中する傾向への意見《市民自治推進課》
改善すべき点や課題
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取組を実施するとともに、必要に応じて職員のための市民参加手続ガイドの見直しを行います。《市民自治推進課》 継続的な市民参加の意識の維持高揚のため、市民参加実施後の結果等についても周知することが必要です。《市民自治推進課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を</u> 継続しない事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 市民参加における審議会の位置付けの検討《市民自治推進課》 審議会等の委員への市民の選任を市民参加の一形態とする考え方を確認し、取組を終了しました。	

4 内部評価

<ul style="list-style-type: none"> 職員のための市民参加手続ガイドを整備し、手続の適正化を図ることができました。また、審議会等の委員への市民の選任が市民参加の一形態であることを市広報紙や市民参加特集号、市ホームページで周知しました。 市民参加のための多様な方法の整備や市民参加の機会の提供、市民が参加しやすい環境の整備などについて茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、適切に運用しています。 市民の意見を市政に反映していくために「市民の市政への参加」を進めることが重要であることから、市民参加のための多様な方法の整備等について規定した第16条は、自治の推進に適合したものであると考えます。 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた「パブリックコメント手続の運用の適正化」及び「市民参加の推進・啓発」を継続します。
--

第17条
政策法務等

(政策法務等)

第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃しなければならない。

2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<前アクション・プランからの引継事項>

◇ 自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的な整備<行政総務課・文書法務課>（第3項）

<p>〔取組状況〕 条例等を体系的に整備するための方法について検討を重ね、「市民主体による自治の推進」を趣旨として、「自治の基本理念」及び「市政運営の基本原則」を踏まえて必要となる条例等の整備を行うこととしました。 現時点において、「自治の基本理念」や「市政運営の基本原則」に関連して整備が必要な条例等は見受けられないことから、茅ヶ崎市公文書等管理条例の制定をもって、自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的な整備は完了するものと考え、平成31年3月に取組を終了しました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 自治基本条例の趣旨にのっとりた条例等の体系的な整備について考え方をまとめ、必要な条例等を整理することができました。</p>
---	--

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 政策法務の推進<文書法務課>（第1項）

<p>〔取組状況〕 政策法務研究として事例研究を行うとともに、法制執務や種々の法律問題に関する研修を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 職員の法務能力向上の一助となりました。</p>
---	--

◇ 条例（案）、規則（案）等の審査<文書法務課>（第1項）

<p>〔取組状況〕 条例、規則等の案を審査し、条例、規則等の制定及び改廃を適時行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 必要な条例、規則等の制定改廃を適切に行うことができました。</p>
--	--

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

特にありません。

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 ＜取組を継続しない事項＞ 自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備 《行政総務課・文書法務課》 平成31年4月に考え方をまとめ、必要な条例等の整備を行ったことから取組を終了しました。	

4 内部評価

<p>○ アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）に基づき課題に取り組み、自治基本条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備することができました。</p> <p>また、法令等を地域の課題解決するための手段ととらえ、地域の実情に合わせた法令等の解釈、運用や、地域の課題を解決するために条例等を制定改廃し、市の法令の自主解釈権や自治立法権を適切に行使しています。</p> <p>○ 第17条は「地方自治の本旨」に基づいた法令の解釈・運用や条例等の制定改廃などについての基本的な考え方を規定しており、改正の必要はないと考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。</p>
--

**第18条
総合計画等**

(総合計画等)

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
- 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 基本構想・実施計画の策定及び進行管理<<企画経営課>>（第1項から第5項まで）

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
<p>現行総合計画の推進に当たり、厳しい財政状況を踏まえたうえで第4次実施計画を策定し、その事業推進についてもより適切な進行管理を行うものとし、持続可能なまちづくりに努めました。</p> <p>一方、令和3年度を始期とする次期総合計画の策定作業は、平成29年9月に策定に着手する旨を公表するとともに、平成30年2月には策定に向けた姿勢等を示す「次期総合計画策定方針」を取りまとめ、公表しました。</p> <p>また、次期総合計画の策定に向けて、現行の総合計画の進捗状況を把握するための基本理念評価を実施するとともに、市民ワークショップ、市民討議会、市内活動団体からの意見聴取など、様々な市民参加手法を用いて意見の聴取に努めました。</p>	<p>総合計画に掲げる将来の都市像の実現に向けて、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を実施することで、市内のマネジメント意識の醸成が図られました。</p> <p>なお、次期総合計画の成果や効果は、計画の始期である令和3年度以降に随時確認していきます。</p>

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

総合計画の策定や進行管理等について次の意見や要望があります。<<企画経営課>>

- ・ 茅ヶ崎の強み・財産は「ひと」。これからも大切にすることがある。
- ・ 市民参加をした結果の見える化をしてほしい。
- ・ 情報発信の方法の工夫が必要である。
- ・ マイナス面や課題についても積極的に公開すべき。
- ・ 総合計画を廃止し、個別計画に委ねるべき。

改善すべき点や課題

- ・ 計画の性質上、策定過程の市民参加においても大局的な視点に立った議論が必要となりますが、そうした意見を引き出すための仕掛けを工夫する必要があります。<<企画経営課>>

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
<p>③ ①②で「ある」と回答した理由</p> <p><新たに<u>取り組むべき事項</u>></p> <p>(1) 総合計画の進行管理《企画経営課》 令和3年度を始期とする総合計画に掲げる政策目標・施策目標を達成するために進行管理をする必要があるためです。</p> <p>(2) 総合計画の在り方に関する議論《企画経営課》 平成23年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、基本構想の策定義務が廃止されていることや、市民意見を踏まえ、本市にとってふさわしい総合計画の在り方について継続的に議論する必要があるためです。</p> <p><取組を継続しない事項></p> <p>基本構想・実施計画の策定及び進行管理《企画経営課》 次期総合計画は、令和2年度で策定作業が完了するため、取組を終了します。</p>	

4 内部評価

<ul style="list-style-type: none"> ○ 茅ヶ崎市総合計画基本構想が示す政策目標・施策目標を達成するため、具体的な事業の内容を示した総合計画実施計画を策定するとともにその進行管理を行うことで、庁内のマネジメント意識の醸成を図ることができました。 ○ 平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が廃止されていることや、市民意見を踏まえ、策定過程や進行管理等を含めた本市にとってふさわしい総合計画の在り方について議論していきます。 ○ 第18条は、市の目指す将来の姿を計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める総合計画の策定及びその進行管理などについて定めています。予算編成、行政評価などを連動させたPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行っていくことは重要な取組であることから、同条の規定は適切であると考えます。 ○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降は「総合計画の進行管理」及び「総合計画の在り方に関する議論」を新たに<u>取り組むべき事項</u>とします。

第19条
財政運営等

(財政運営等)

- 第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。
- 2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。
- 3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜新たな取組＞	
◇ 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用の検討＜財政課・企画経営課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 統一的な基準による財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成、公表をするとともに、財務4表の活用に関する先進事例の調査を行いました。 財務4表の作成については、分析及び活用の促進を目指して、業務委託で実施し、委託化に伴い省力化されることで確保できる人的資源を活用し、さらなる分析・活用の促進に向けて取り組みました。 財務4表の活用については、完成した財務書類から財務指標を算出するとともに、健全化や効率化、世代間公平性などの観点から分析を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 財務4表の作成の委託化により、財務書類等の作成にかかる事務が省力化されたことで、本来の目的である分析・活用の積極的な促進に向け、総務省セグメント分析ワーキンググループに参加し、分析・活用にかかる手法等について検討を行うことができました。</p>
＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 財政状況の分かりやすい公表＜財政課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 市広報紙や市ホームページへの財政状況の掲載については、市民の視点に立ち、知りたいと思われる情報を中心に分かりやすく記載をするよう努めました。 また、平成29年度より、新しい統一的な基準による財務書類を作成し、本市の財政状況をより明らかに公表することとしました。財務書類の公表に当たっては、内容がより理解しやすくなるよう用語等の説明を記載するとともに、作成した財務書類の分析結果や今後の活用の方向性を示し、財務書類の有用性、有効性を高めました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市民と財政状況に関する情報を共有し、改善することができました。</p>
◇ 財政推計の策定＜財政課＞（第2項）	
<p>〔取組状況〕 毎年度国の政策や市の経済動向等を分析し、予算編成の基礎となる財政推計を的確に行い、予算に反映させました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 財政状況、景気の動向、税制改正及び地方財政計画等を踏まえた財政推計を行い、予算に反映させた</p>

	ことで、国の施策等や市の経済動向を捉えた予算編成を行うことができました。
◇ 予算の編成<<財政課>> (第3項)	
[取組状況] 財政見直し、業務棚卸評価、附属機関による事務事業の外部評価や議会の決算審査における事業評価結果等を踏まえた予算編成を行い、市民にとって緊急度・優先度の高い事業に対して重点的に財源を配分しました。	[成果や効果等] 市の財政状況の分析結果や市民ニーズに基づいた予算編成を行うことができました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
特にありません。
改善すべき点や課題
<ul style="list-style-type: none"> 業務委託をすることで、財務書類の作成にかかる事務は省力化できたものの、分析・活用を行う上では、公会計にかかるスキルは必要となるため、引き続き、能力・知識を維持していくことが必要です。分析・活用については、全国的に活用事例が乏しいため、積極的な情報収集等が必要です。<<財政課>> 市民の視点に立った更に分かりやすい財政状況の公表を行うため、市民の意見等の反映に努めます。<<財政課>> 国の中長期推計や外部情報等に基づく精緻な財政推計を実施するため、国・県からの情報収集を行います。<<財政課>> 実施計画採択事業を実現するため、更なる事業の優先順位の精査等を行い、効率的な予算配分を行うよう努めます。<<財政課>>

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用の検討<<財政課・企画経営課>> 統一的な基準による財務書類の作成及び公表を実施し、その分析に着手したことから、今後は「財政状況の分かりやすい公表」に統合することとします。	

4 内部評価

<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政状況の分かりやすい公表をはじめ、適正かつ効率的な予算の編成と執行等、行政運営の基本となる財政運営について適切に運用しました。 ○ 発生主義会計を取り入れた財務4表を公表しましたが、財務4表の分析・活用を更に促進するために、職員のスキルアップや情報収集が今後も必要です。 ○ 第19条は、いずれも健全な財政を堅持する上で重要な取組を規定しており、今後もこの規定にしたがって事務を執行していく必要があると考えます。 ○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

第20条
行政評価

(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。

3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<新たな取組>

◇ 評価結果の予算への反映方法の改善<<企画経営課・行政改革推進室・財政課>>（第1項・第2項）

〔取組状況〕

事務事業評価結果及び業務棚卸評価結果をとりまとめ、毎年度公表しました。

令和元年度予算編成に当たっては、事務事業評価結果及び業務棚卸評価結果との整合を図り、事務事業の優先度を的確に把握し、取捨選択を行った上で、予算を編成するよう努めました。

また、次期総合計画の策定過程においては、事業の目標と手段の因果関係を可視化することで、事業の重点化を図るための一助とし、適切な資源配分に繋がるよう計画体系の見直しを進めています。

〔成果や効果等〕

事務事業評価は、これまで以上に成果を意識した制度設計としたことで、目標と手段に関する意識の醸成を図りました。

業務棚卸評価は、類似の枠組みとの整理により廃止することとしましたが、その考え方は事務事業評価の中でも継承させることで、業務改善を意識した予算要求に繋げることができました。

◇ 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定<<企画経営課>>（第3項）

〔取組状況〕

次期総合計画の策定に当たり、現行の総合計画に基づいた7年間（平成23年度から平成29年度まで）の取組を、基本構想に定めた五つの基本理念ごとに総括的に評価することにより、各基本理念の現状と課題及び今後の展望を把握し、次期総合計画策定の基礎的な資料とすることを目的として実施した基本理念評価において、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を実施しました。

また、適切な目標設定については、次期総合計画の策定に併せて、目標と手段の因果関係を可視化することで、政策・施策・事務事業の各レベルにおいて適切な指標を設定することができるようにするとともに、指標設定に係るマニュアルの作成を進めました。

〔成果や効果等〕

外部評価の実施により、次期総合計画の策定や策定後の取組に関する様々な意見や提言をいただくことで、今後の課題や取組の方向性に関する一定の整理ができました。

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 行政評価制度の適正な運用<<企画経営課>>（第1項）

〔取組状況〕

第4次実施計画の進行管理に当たり、政策的事業に重点を置いて評価を実施することとし、評価結果を政策や予算編

〔成果や効果等〕

政策的事業に特化した事務事業評価を実施することで、これまでで

<p>成へと繋げやすい評価制度を構築しました。</p> <p>また、次期総合計画策定に当たり、現状と課題を認識すると共に、今後を展望することを目的として、基本理念評価を実施しました。基本理念評価は、各部局が内部評価を実施すると共に、客観的な視点から評価をすることを目的として、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を実施しました。</p>	<p>上に、事業の必要性、効率性、有効性などを意識した評価を行い、マネジメント意識の醸成を図りました。</p> <p>また、基本理念評価の実施により、次期総合計画の策定に向けた課題や今後の取組の方向性に関する一定の整理ができました。</p>
<p>◇ 評価の結果の公表《企画経営課》（第4項）</p>	
<p>[取組状況]</p> <p>毎年度実施している事務事業評価の結果は毎年度9月に市政情報コーナー及び市ホームページで公表しました。</p> <p>また、次期総合計画策定に当たり、現状と課題を認識すると共に、今後を展望することを目的として実施した基本理念評価は、実施結果を平成31年2月上旬に公表しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>評価結果を速やかに公表することで、市民との情報共有が図られました。</p>

2 条文の検証事項

<p>市民の意見や要望等</p>
<p>特にありません。</p>
<p>改善すべき点や課題</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの評価は、評価することを目的化していた面が否めず、事業の取捨選択や予算編成にうまく繋がっていないことが大きな課題となっています。 　また、全庁的に評価の意義を改めて認識する必要があります。《企画経営課》 ・ 外部評価を実施する頻度や評価のレベル、外部評価を依頼する対象など、適性を判断するに当たって引き続き調査・研究が必要であると考えています。《企画経営課》 ・ 適切な評価を実施するには、適切な指標設定が必要不可欠であり、目的と手段を明確にしたうえで、適切な指標を設定する必要があります。《企画経営課》 ・ 評価結果の公表については、内容を簡素化するなど分かりやすく工夫して提供しているところですが、市民と情報共有すべき内容については、引き続き精査していく必要があると考えています。《企画経営課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

<p>① 令和3年度以降新たに<u>取り組むべき事項</u>はあるか。</p>	<p><input type="checkbox"/>ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/>ない</p>
<p>② 令和3年度以降<u>取組を継続しない事項</u>はあるか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/>ない</p>
<p>③ ①②で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項></p> <p>(1) 評価結果の予算への反映方法の改善《企画経営課》 次期総合計画及び実施計画の策定過程において、新たな評価の仕組みを導入したことから取組を終了します。</p> <p>(2) 適切な目標設定《企画経営課》 次期総合計画及び実施計画の策定過程において、目標設定は令和2年度に完了していることから取組を終了します。</p> <p>(3) 評価の結果の公表《企画経営課》</p>	

評価結果の公表は評価制度の運用の一部であることから、「行政評価制度の適正な運用」に統合することとします。

4 内部評価

- 行政評価を計画どおり実施し、評価結果の政策への反映や結果の公表等を適正に運用することができました。
- 行政評価の制度設計については、各事業のレベルに応じた指標の設定が必要となることから、適切な設定プロセスを踏むとともに、外部評価の実施についても引き続き調査・研究を継続します。
- 行政評価は、政策の必要性・効率性・有効性を評価するものであり、計画の策定やその進行管理を適切に行う上で有効な手法を明示している第20条の規定は適切であると考えます。
- 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた「外部視点を取り入れた評価方法の検討」及び「行政評価制度の適正な運用」を継続します。

**第21条
行政手続**

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<新たな取組>

◇ 審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表<<文書法務課>>

〔取組状況〕

行政手続法（平成5年法律第88号）及び茅ヶ崎市行政手続条例（平成9年茅ヶ崎市条例第2号）に規定されている審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針が時宜や実態に即しているか等の観点から全庁的な点検を行いました。
平成30年度末に市ホームページでの公表を開始しました。

〔成果や効果等〕

処分を行う課の窓口等に出向くことなく閲覧することが可能となりました。

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 行政手続制度の適正な運用<<文書法務課>>

〔取組状況〕

審査基準等について、毎年10月1日を基準に見直しを実施しています。
また、審査基準等の根拠となる法令や条例等の制定改廃があった場合は、適宜に設定・見直しを行うよう周知しています。

〔成果や効果等〕

申請に対する処分、不利益処分及び行政指導が適正に行われました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

特にありません。

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表<<文書法務課>> 平成30年度に市ホームページでの公表が完了したことから、取組を終了します。	

4 内部評価

- 審査基準、標準処理期間及び処分基準を公表することで、市長等が行う処分等に関する手続の公正の確保及び透明性の向上を図ることができました。
なお、審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針については、毎年見直しを行うなど、適切な運用に努めています。
- 第21条は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため処分等に関する手続を適正に行わなければならないことを定めており、処分等が市民の権利利益に直接かかわるものであることを鑑みると同条の規定は適切であると考えます。
- 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

第22条
苦情等への対応

(苦情等への対応)

第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜各条に規定された事項を推進するための取組＞

◇ 陳情・要望・苦情等への対応《市民相談課》（第1項）

〔取組状況〕

苦情等（苦情、要望、提案など）への対応について定めた「苦情等対応制度」に基づき、各課かいへ寄せられた市民からの苦情等の内容や対応を四半期ごとに「苦情等対応報告書」として取りまとめ、公表しました。

また、いただいた苦情等を業務改善に繋げ、市民サービスの更なる向上を図るといふ本制度の理解の促進と意識の醸成のため、職員に対して制度説明会や研修を行いました。

〔成果や効果等〕

市へ寄せられる苦情等及びその対応を公表することにより、行政運営の透明性の確保につながりました。

また、平成29年度より職員が研修を行うことで、報告件数及び業務改善の件数が増加しました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

- ・ 情報共有や対応した市民からの苦情等について、担当した各課かいだけで完了させることなく、その内容や傾向を整理することで横断的に内容を共有し、担当でない部署でも既存の案件を参考に自発的に改善を促すような方法を検討することが必要であると考えます。《市民相談課》
- ・ 苦情等の報告件数等の増加に伴い、「苦情等対応報告書」の取りまとめ作業に多くの時間が費やされているため、報告書の作成方法や進行管理の方法の見直しが必要です。《市民相談課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに取組むべき事項はあるか。

ある→③へ詳細記載
ない

② 令和3年度以降取組を継続しない事項はあるか。

ある→③へ詳細記載
ない

③ ①②で「ある」と回答した理由

4 内部評価

- 苦情等に適切に対応し、業務改善につなげることができました。
- 苦情等があったときの情報共有については、茅ヶ崎市苦情等対応要領に基づき運用していますが、その方法については更に検討が必要です。
- 第22条は、苦情等があったときの必要な措置及び苦情等の内容の公表義務を定めており、同条の規定は適切であると考えます。
- 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

**第23条
監査**

(監査)

第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。

2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 随時監査の実施<監査事務局>（第1項）

<p>〔取組状況〕 外郭団体、指定管理者、補助事業から抽出し、毎年度、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効果的に行われているか等の観点から計9件の財政援助団体等の随時監査を実施しました。 また、平成29年度には、医薬品の横領事件の再発防止のために、市立病院における医薬品管理に関する実務の状況等について、事件発覚後の改善状況も含め、随時監査を実施しました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 定期監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な随時監査を定期的実施することで公正で効率的な行政運営の確保に努めました。</p>
---	---

◇ 監査結果の分かりやすく速やかな公表<監査事務局>（第2項）

<p>〔取組状況〕 監査結果を分かりやすい表現を用いて取りまとめ、各監査実施後速やかに市政情報コーナー、市ホームページで公表しています。 また、監査結果のまとめとして毎年度監査年報を作成し公表しています。</p>	<p>〔成果や効果等〕 監査の実施と監査結果及び是正措置の公表により、市政の透明性の確保と、市政に対する市民の信頼の向上を図ることができました。</p>
---	---

◇ 職員の監査能力の向上<監査事務局>（第1項）

<p>〔取組状況〕 公正で的確な監査を実施するため、積極的に研修等に参加し、専門性の向上を図るとともに、事務局内で情報共有を行うなど事務局職員の監査能力の向上に努めました。 また、監査制度の充実強化等が盛り込まれた地方自治法等の一部改正に関する講演会等にも参加するなど情報収集に努めました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 研修や講演会への参加により職員の知識の習得及び能力の向上を図ることができました。</p>
--	---

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

特にありません。

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

<p>○ 監査委員により実施される各種監査の結果を公表することで、市政の透明性の確保と市政に対する市民の信頼の向上を図ることができました。</p> <p>○ 第23条は、地方自治法に規定されている監査委員の権限と監査結果の分かりやすい公表を確認的に定めたものであり、同条の規定は適切であると考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。</p>
--

**第24条
職員通報**

(職員通報)

第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜新たな取組＞	
◇ 通報事例集の作成＜行政総務課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 他自治体の通報事例を参考に作成した通報対象事例集とともに、本市の職員通報制度の概要や、過去の相談・通報実績等を記載した「茅ヶ崎市職員通報制度の手引」を平成30年3月に作成し、各課かいに配布し周知を図りました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 職員通報制度の周知を図ることで、通報しやすい環境の整備に努めました。</p>
＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 職員通報制度の適正な運用＜行政総務課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 毎年度制度の運用状況の市ホームページへの掲載、年2回の新採用職員研修、外部窓口相談日の連絡を行うとともに、制度の周知を図りました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 職員通報制度の周知を図ることで、通報しやすい環境の整備に努めました。</p>

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
特にありません。
改善すべき点や課題
<ul style="list-style-type: none"> 常設の外部相談窓口は、職員の通報のしやすさの観点から望ましいが、相談件数の少ない現状において、費用対効果の観点から、設置には慎重な検討が必要であると考えます。＜行政総務課＞

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに取組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降取組を継続しない事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
<p>③ ①②で「ある」と回答した理由 ＜取組を継続しない事項＞ 通報事例集の作成＜行政総務課＞ 平成30年3月に通報事例集を掲載した茅ヶ崎市職員通報制度の手引を作成し、取組を終了しました。</p>	

4 内部評価

- 茅ヶ崎市職員通報制度に関する要綱に基づき、違法な行為等に関する通報の仕組みを周知し、制度を適正に運用しました。
- 常設の外部通報窓口を設置することは、現時点では困難ですが、引き続き通報しやすい環境の整備に努める必要があります。
- 第24条は、違法な行為等があることを覚知した時の通報及び通報者の保護措置について定めており、市内部の自浄作用を高めるとともに、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成に寄与するために重要な取組であることから、同条の規定は適切であると考えます。
- 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

第25条
コミュニティ

(コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<既存取組事項の変更の検討>

◇ コミュニティに関する規定の見直しの検討<行政総務課・市民自治推進課>（第1項）

<p>〔取組状況〕</p> <p>コミュニティに関し、茅ヶ崎市自治基本条例制定当時の考え方やこれまでの検証の経緯を踏まえ、第1項は、コミュニティが活動を通じて地域に貢献しているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となることから、その活動も尊重されるべきという理念を規定している条項であると再確認しました。</p> <p>条文の一部改正も含め検討を行いました。第1項の解釈と条文は、整合が取れているため、条文を改正する必要はないものとなりました。</p> <p>なお、逐条解説については、条文の趣旨に沿った表現となるよう改訂しました。</p>	<p>〔成果や効果等〕</p> <p>コミュニティに関する規定の見直しを行うことで、公益の増進に取り組むコミュニティとその活動を尊重するべきであり、地域自治の重要な担い手であるという理念を規定していることを再認識することができました。</p>
--	--

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 地域コミュニティの推進<市民自治推進課>（第1項）

<p>〔取組状況〕</p> <p>認定コミュニティ等が地域住民の声を反映する組織として、継続的に活動できるよう、財政支援や地域担当職員による支援により地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進しました。</p>	<p>〔成果や効果等〕</p> <p>認定コミュニティ等の活動に様々な形で地域担当職員が関わることで、各地区で課題解決につながる取組が自主的に実施されたことから、地域力の向上に寄与しました。</p>
--	--

◇ コミュニティへの助成<市民自治推進課>（第1項）

<p>〔取組状況〕</p> <p>コミュニティへの助成のため、県及び一般社団法人自治総合センターと連携し、コミュニティ活動に必要な設備の整備等にかかる費用の一部を補助し、団体の活動の活性化に寄与しました。</p>	<p>〔成果や効果等〕</p> <p>申請団体のコミュニティ活動に必要な経費を補助することで、当該団体の活性化に寄与しました。</p>
---	--

◇ 自治会活動の支援<市民自治推進課>（第1項）

<p>〔取組状況〕</p> <p>自治会活動の支援については、地域におけるコミュニティ形</p>	<p>〔成果や効果等〕</p> <p>自治会運営に要する費用の一部</p>
---	--

成の基盤である自治会の維持・発展のため、自治会の運営に関する経費の補助等を実施しました。	を補助することで、地域自治の推進に寄与しました。
◇ 市民活動等災害補償制度の運用《市民自治推進課》（第1項）（第27条に掲載）	

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
特にありません。
改善すべき点や課題
・ 地域と行政が協働して取り組む活動への支援について、より良いものになるよう検証していく必要があります。《市民自治推進課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 ＜取組を継続しない事項＞ コミュニティに関する規定の見直しの検討《行政総務課・市民自治推進課》 平成30年4月に考え方を公表し、取組を終了しました。	

4 内部評価

○ 地域における自治の担い手である公益の増進に取り組むコミュニティへ様々な形で支援を行い、活性化を図ることができました。
○ 公益の増進に取り組むコミュニティへの支援について、地域と意見交換を実施するなど、より効果的な手法を検討し、制度を整え適切に運用していきます。
○ 少子高齢社会の進行などに伴い、自治の担い手が減少し、また、地域に対する意識や関心が低下しつつある中で、地域における自治の担い手である公益の増進に取り組むコミュニティの活性化がますます重要であることから、第25条の規定は自治の推進に適合したものであると考えます。
○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

第26条
協働

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 多様な主体との協働事業の推進<市民自治推進課・行政改革推進室>（第1項）

〔取組状況〕

市民活動団体等と市とが適切な役割分担の下、互いの自主性及び特性を尊重して事業を実施する協働に向けた環境整備を推進しました。

また、市民活動団体等と市との協働にとどまらず、市民活動団体相互や市民活動団体と企業など様々な形態の協働が展開されるよう、更なる情報提供を行うとともに、市民意識の醸成や連携力を向上させるための取組を行いました。

「公民連携推進のための基本的な考え方（改訂版）」に基づき実施した提案型民間活用制度については、令和元年度に制度の抜本的な見直しを行うため提案募集を停止しました。

〔成果や効果等〕

市民活動団体等のもつ柔軟性や専門性などの特性と市がもつ情報や組織を活用することにより、多様な市民ニーズへの対応や、複雑化する地域課題の解決に努めました。

◇ 市民活動等災害補償制度の運用<市民自治推進課>（第1項）（第27条に掲載）

◇ 協働推進事業の審査及び評価<市民自治推進課>（第1項）

〔取組状況〕

附属機関である市民活動推進委員会において、協働の推進に関する施策の検討を行うとともに、協働推進事業として実施する事業の審査及び評価を行いました。

〔成果や効果等〕

協働推進事業の審査及び評価を適正に行いました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

- 市民活動団体等と市の間では、共催や事業協力などの様々な形態で協働の取組が実施されており、既存の協働推進事業については見直しが必要ではないか。<市民自治推進課>

改善すべき点や課題

- 協働推進事業の実施件数が減少していることなどから事業の在り方を検討する必要があります。<市民自治推進課>

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降取組を <u>継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 協働推進事業の審査及び評価<市民自治推進課> 既存の協働推進事業を廃止し、市民活動団体等と市とのマッチングを充実させる新制度に転換することを検討しています。このため、令和2年度以降は市民活動推進委員会による協働推進事業の審査及び評価は行わない予定です。	

4 内部評価

<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民と市又は市民相互が対等な立場でそれぞれの役割を担い、連携・協力することによって相乗効果を発揮し、効果的に地域の課題を解決するとともに、地域力の向上につなげることができました。 ○ 既存の協働推進事業については、市民活動団体等とのマッチングを充実させる新制度へ転換することを検討しており、更なる協働の推進に努めます。 ○ 第26条は、協働における当事者の対等性を規定しており、協働による取組を実施する際の基本的な考え方を定めたものであることから同条の規定は適切であると考えます。 ○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降は現アクション・プランに掲げた「多様な主体との協働事業の推進」を継続します。
--

第27条
市民活動の推進

(市民活動の推進)

第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 市民活動団体の支援<市民自治推進課>

<p>〔取組状況〕 市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行うとともに、茅ヶ崎市民活動サポートセンターと協力し、団体等への支援を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市民が自主的に行う公益的な市民活動に対し、市民活動推進基金を原資とした財政的な支援を行い、公益の増進に取り組む市民の活動による地域力の向上を図ることができました。</p>
---	--

◇ 市民活動サポートセンターの管理運営<市民自治推進課>

<p>〔取組状況〕 毎月行う定期連絡会やモニタリングに加え、指定管理者である中間支援組織と適時連絡調整を行いながら、円滑な運営を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市民活動サポートセンターの運営を通して、市民活動を推進しました。</p>
---	---

◇ 市民活動推進補助事業の審査及び評価<市民自治推進課>

<p>〔取組状況〕 附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業の審査を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市民活動推進補助事業の審査を適正に行うことができました。</p>
---	---

◇ 市民活動等災害補償制度の運用<市民自治推進課>

<p>〔取組状況〕 市民により自発的に構成された市民活動団体等が行う地域社会福祉活動、青少年健全育成活動、社会教育活動、社会福祉・社会奉仕活動などの市民活動中に発生した傷害や損害賠償責任に対して補償等を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕 市民活動等を推進するとともに、地域社会の振興に寄与しました。</p>
--	---

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

- ・ 補助の原資となる市民活動推進基金の充実が必要です。 <市民自治推進課>

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由	

4 内部評価

<p>○ 市民活動に対する支援については、茅ヶ崎市市民活動推進条例等に基づき推進することができ、活動拠点である市民活動サポートセンターの運営も適正に行うことができました。</p> <p>○ 市民活動推進基金は、市民活動に対する補助の原資であるため、今後もその充実に努めます。</p> <p>○ 第27条は、公益の増進に取り組む市民の活動への市の支援について定めており、その際、当該活動の自主性や自立性を尊重することは重要であることから同条の規定は適切であると考えます。</p> <p>○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。</p>
--

**第28条
住民投票**

第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<前アクション・プランからの引継事項>

◇ 住民投票制度のあり方の検討<<行政総務課>>（第1項）

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
<p>前アクション・プランから引き続き検討してきた住民投票制度について、平成30年5月、この制度を取り巻く状況や本市におけるこれまでの検討を踏まえると、現段階において住民投票制度を「常設型」とすべきか「個別設置型」とすべきかの結論を出すことは困難であると考え、検討を中断しています。</p>	<p>これまでの調査・研究により、他自治体の状況を把握するとともに、住民投票制度についての考え方に一定の整理ができました。</p>

<各条に規定された事項を推進するための取組>

◇ 住民投票制度の調査・研究<<行政総務課>>（第1項・第2項）

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
<p>他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の状況について調査を行いました。</p> <p>平成30年度に住民投票制度についての考え方に一定の整理ができましたが、他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、住民投票制度を取り巻く全国の状況について把握する必要があることから、引き続き情報を収集しました。</p>	<p>他自治体の住民投票制度について情報収集し把握することができました。</p>

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

- ・ 規定すべき具体的な事項を定めることができませんでした。
また、常設型が必要かどうか意見が分かれ結論を出すことができませんでした。
<<行政総務課>>

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 住民投票制度のあり方の検討 《行政総務課》 平成30年5月に公表した考え方のとおり、取組を中断しています。 検討再開については、今後の様々な状況を勘案しつつ、対応していくこととします。	

4 内部評価

<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市における常設型の住民投票条例の必要性について、他市の状況等を参考に調査・研究を継続してきました。 ○ 本市にふさわしい住民投票制度のあり方の検討については、様々な視点から考察した結果を踏まえたものであり、現時点では中断することとしたのは妥当と考えます。 ○ 第28条は、条例を定めることで住民投票が実施できる旨、実施する際の市長の責務及び実施結果の尊重を規定しており、本市において常設型の住民投票条例を制定すべきか結論が出ていない状況を踏まえると、現時点で条文を見直す必要はないと考えます。 ○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

第29条
国等の連携協力

第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。
2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜既存取組事項の変更の検討＞	
◇ 国際交流に関する考え方の整理＜行政総務課・秘書広報課・男女共同参画課＞（第2項）	
〔取組状況〕 第2項は、地域の課題解決のための有効な取組として国際社会との連携・協力について規定していますが、国際交流については、それ自体は地域の課題解決のための直接的な取組ではなく、国際社会との連携を効果的に推進するための基礎となるものであると整理しました。	〔成果や効果等〕 条文に規定した国際社会との連携協力と、国際交流との違いを確認にすることができました。
＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 国・県の施策・制度予算に関する要望＜広域事業政策課＞（第1項）	
〔取組状況〕 本市の意見を国及び県の翌年度予算編成等に反映させるため、「県の施策・制度・予算に関する要望」、「国の施策及び予算に関する提言」にて要望事項を提出しました。	〔成果や効果等〕 県市長会を通じた要望は、1市だけの声ではなく県内の市の総意という形で要望することになるため、より強く県及び国に対し働きかけができていますと考えます。
◇ 湘南広域都市行政協議会との連携＜広域事業政策課＞（第1項）	
〔取組状況〕 湘南広域都市行政協議会では、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化・効率化を目指し、7つの専門部会を設置して、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を行いました。	〔成果や効果等〕 様々な分野の事業を実施してきたことで、少しずつではありますが、地域での課題の解消や住民サービスの向上に寄与しているとともに、地域の魅力発信ができていますと考えます。
◇ 県及び湘南地域との連携＜広域事業政策課＞（第1項）	
〔取組状況〕 湘南地域首長懇談会にて、地域の話題等について県知事や湘南地域の首長と意見交換しました。 また、湘南地域の副市町長と副知事との意見交換会にて、地域活性化の取組等について意見交換しました。	〔成果や効果等〕 県内や近隣市の抱える課題等に関し、情報を収集することができました。
◇ 寒川町との連携＜広域事業政策課＞（第1項）	
〔取組状況〕 茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議設置要綱の規定により、検討会議・作業部会・分科会を設置し、検討項目について調査研究を行いました。	〔成果や効果等〕 計画書第1期において連携体制が整った事業は、第2期の計画には位置付けていませんが、自立し

また、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に基づき、様々な分野で連携し、事務事業を実施しました。	て継続実施しており、住民サービスの向上に寄与していると考えます。
◇ 平塚市との連携《広域事業政策課》（第1項）	
[取組状況] 相模川左岸の環境整備（築堤整備促進、不法係留対策）、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、合同職員研修会の実施、合同防災訓練の実施、湘南ひらつかテクノフェアへの市内企業出展を継続的に実施しました。	[成果や効果等] 図書館の相互利用や広報紙相互掲載などにより住民サービスの向上に寄与していると考えます。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
・ 核兵器禁止条約の実現を目指した市民署名活動の拡大《男女共同参画課》
改善すべき点や課題
・ 国、県、近隣自治体等との協議、調整が多く、成果がすぐには顕在化しないものもありますが、目に見える成果実現に向けて粘り強く進めていく必要があります。《広域事業政策課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 ＜取組を継続しない事項＞ 国際交流に関する考え方の整理《行政総務課・秘書広報課・男女協働参画課》 平成30年4月に考え方を公表し、取組を終了しました。	

4 内部評価

○ 課題解決のため、国、県、近隣市町との連携を継続的に進めています。 また、第2項の解釈については特に変更する必要はないとの結論に達しました。
○ 市民意見については、この条例ではなく、個別施策として実施する取組であるとの整理を行いました。
○ 第29条は、地域課題の解決に関し、国や他の地方公共団体、必要に応じて国際社会との連携・協力の有効性を明示したものであり、同条の規定は適切であると考えます。
○ 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続します。

第30条
条例の検証等

- 第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置(措置を講じようとしないときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置(前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置)及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。
- 5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置(措置を講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

＜各条に規定された事項を推進するための取組＞	
◇ 自治基本条例の推進《行政総務課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕</p> <p>平成28年度の検証を踏まえ、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」を策定し、取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールを明らかにしました。</p> <p>また、自治基本条例推進会議において、アクション・プランの進行管理を行うとともに、その内容を市ホームページや市政情報コーナーで公表し、議会への情報提供を行いました。</p>	<p>〔成果や効果等〕</p> <p>自治基本条例の形骸化を防ぎ、茅ヶ崎市における自治を推進することができました。</p>

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等
・ 市民自治の推進に欠かすことができない市民参加、協働をより一層推進すべき。《行政総務課》
改善すべき点や課題
・ 条例に規定された事項を推進するための制度等の整備に一定の目途がたったことから今後、どのような視点で条例を推進するかを検討する必要があります。《行政総務課》

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
<p>③ ①②で「ある」と回答した理由</p> <p>＜新たに<u>取り組むべき事項</u>＞</p> <p>条例の検証手続に関する検討《行政総務課》</p> <p>条例に規定された事項を推進するための制度等の整備に一定の目途がたったことから、検証に必要な手続についてより適切な手法を検討する必要があります。</p>	

4 内部評価

- アクション・プランに基づく取組事項の施行状況の管理を毎年度行うことにより、職員のこの条例に対する認識を維持できています。
- 市民参加、協働のより一層の推進については、第16条、第26条に基づき取り組んでいます。
また、この条例の規定が本市の自治の推進に適合したものであるか、社会情勢や市政運営、市民意識の変化を踏まえて必要な取組の有無について検証し、その手続についてもより適切な手法を検討します。
- 第30条は、検証を実施すべきこと及びその際の手続を規定しており、この条例の形骸化を防ぐために適切であると考えます。
- 内部検証を踏まえ、令和3年度以降も現アクション・プランに掲げた取組を継続するとともに、「条例の検証手続に関する検討」を新たに取り組むべき事項とします。

新設規定

1 アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

<新設規定の必要性に関する検討>

◇ 「危機管理」規定の必要性に関する検討<<行政総務課・防災対策課>>

[取組状況]

この条例に、市における危機管理体制の整備又は充実という趣旨の「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討しました。

他自治体の自治基本条例上の位置付けや、本市の取組等について考察した結果、規定すべき内容は、「自治の基本理念」としてこの条例の第4条第3号に規定しているものと同様の趣旨であること、また、防災や災害時の対応などについては、市民等に十分に認識されていると思われることから、新たに規定を設ける必要性は低いと考え、「危機管理」に関する規定を設けないこととしました。

[成果や効果等]

他自治体の「危機管理」に関する規定の自治基本条例上の位置付けを把握することで、危機管理体制の整備又は充実に関する規定の必要性について整理することができました。

2 条文の検証事項

市民の意見や要望等

特にありません。

改善すべき点や課題

特にありません。

3 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→③へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ ①②で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 「危機管理」規定の必要性に関する検討<<行政総務課・防災対策課>> 平成31年4月に考え方を公表し、取組を終了しました。	

4 内部評価

○ 現時点で、茅ヶ崎市自治基本条例に新たに規定すべき事項は見受けられませんでした。

平成28年度の内部検証

アクション・プラン（平成25年度～平成28年度）に掲げた取組のうち平成28年度分の「取組状況」と「内部評価」

第7条 事業者の責務

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施《事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課》	
<p>[取組状況]</p> <p>法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対する規制、誘導又は指導を適切に行いました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援《全ての課》	
<p>[取組状況]</p> <p>事業者の環境保全や良好なまちづくりに寄与する自主的な取組について、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介などの支援を行いました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 事業者の取組情報の把握《事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課》	
<p>[取組状況]</p> <p>条例等による規制、誘導又は指導に対する事業者の自主的な取組の有無やその内容（条例等の基準に照らし、積極的に良好なまちづくりに貢献する取組を実施した事例、条例等による義務がないにもかかわらず、地域社会との調和を図る観点から自主的に取り組んだ事例など）について把握するよう努めました。</p> <p>事業者の自主的な取組を把握することで、行政側の関わりとして事業活動への支援を実施することができました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名「地域社会との調和を図る事業者の取組への支援」の取組のなかで事業者の取組状況を把握していくこととしました。</p>

第8条 議会の責務 第9条 議員の責務

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 議会事務局の機能の充実に向けた職員の配置や研修への参加（第8条第2項、第9条）	
<p>[取組状況]</p> <p>議員の政策立案活動をサポートできるよう、条例立案等について一定の知識、技能等を持った職員配置が行われているほか、それぞれの職員が、議会事務局職員としてのスキルアップのため、年間を通じて各種研修に参加しました。</p> <p>職員が、各常任委員会の政策討議や所管事務に関する調査研究、議会議案の作成等をサポートすることができました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「議会の権能の適切な行使の推進」に変更して取組を継続することとしました。</p>

◇ 議員活動に資する研修への参加、議会図書室の積極的な活用及び立法活動に関わるスキルの向上 (第8条第2項、第9条)	
<p>[取組状況]</p> <p>各会派(所属議員1人も含む。)に議員1人当たり月額40,000円の政務活動費を交付していることから、各会派・各議員は、その政務活動費を有効活用し、先進地視察、研修会等への参加、参考図書の購入等を行いました。</p> <p>議会図書室については、議員の調査研究に資する図書を選定し、計画的に購入したほか、各種行政資料も積極的に収集しました。</p> <p>議会における議案等の審議、所管事務に関する調査研究、一般質問に関する調査研究等の充実を図ることができました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「議会の権能の適切な行使の推進」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 議会報告会及び意見交換会の内容の公表(第8条第3項)	
<p>[取組状況]</p> <p>議会報告会及び意見交換会の概要、出席者からの主な意見、意見に対する回答等を市議会で公表しました。</p> <p>議会に対する市民の意見、要望等及びそれに対する議会の取組、考え方等を広く共有することができました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「市民参加の推進」、「広報・広聴活動の推進」に変更して取組を継続することとしました。</p>

第10条 市長の責務

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 積極的な地域の課題や市民の意見、要望等の把握《秘書広報課》(第1項)	
<p>[取組状況]</p> <p>市民集会に市長自らが参加し、地域の現状や課題、市民の要望等の把握に努めました。</p> <p>また、地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進的な取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等への会議に参加しました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「市や地域が開催する意見交換の場への参加」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 特定の政策課題の調査研究・調整《企画経営課》(第1項)	
<p>[取組状況]</p> <p>「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用事業」など緊急性、重要性の高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行いました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 市長の交際費や資産等の公開《秘書広報課》(第2項)	
<p>[取組状況]</p> <p>市長の日々の動向、交際費の支出状況を市ホームページ等に掲載し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を政治倫理確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例(平成7年茅ヶ崎市条例第25号)に基づき公開することで、政治倫理の向上に努めました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「透明性のある市政運営及び政治倫理の向上」に変更して取組を継続することとしました。</p>

◇ 人材育成基本方針の推進と取組の成果の確認<職員課> (第3項)	
<p>[取組状況]</p> <p>茅ヶ崎市人材育成基本方針では、自治体を取り巻く環境の変化に的確に対応するための人材育成を掲げ、政策形成研修等の各種研修を実施するなど、職員の能力や意識の向上を図りました。</p> <p>地域の課題、市民の多様な意見等への対応に必要な知識及び能力を持った職員の育成の一助となりました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「職員の育成」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 人事評価制度の運用<職員課> (第3項)	
<p>[取組状況]</p> <p>平成28年度より全職員を対象に人事評価結果を勤勉手当及び昇給等へ反映させています。</p> <p>また、人材育成基本方針と人事評価制度の関係性をより明確化するため、評価項目の見直しを行いました。</p> <p>人事評価制度を適正に運用し、職員の意欲・やる気を高めるための取組を進めました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「職員の育成」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 勤務成績の評定に関する状況の公表<職員課> (第3項)	
<p>[取組状況]</p> <p>「人事行政運営等の状況」を市広報紙及び市ホームページに掲載し、人事評価制度の概要や人事評価結果の活用状況について公表し、市民との情報共有を図りました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は取組項目としては掲げませんが、「人事行政運営等の状況」を毎年度公表します。</p>
◇ 各種研修の実施<職員課> (第3項)	
<p>[取組状況]</p> <p>政策形成能力の向上、市民協働・市民参加に関する研修の充実、女性向け派遣研修の充実、働き方の見直しを推進するための研修を基本方針とした職員研修を実施しました。</p> <p>また、各種研修後には研修報告書を職員課に提出することとしており、職員研修における満足度を把握しました。</p> <p>地域の課題、市民の多様な意見等に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成の一助となりました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「職員の育成」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 職員の自己啓発への支援・環境の整備<職員課> (第3項)	
<p>[取組状況]</p> <p>国内行政視察の支援や自主研究グループの活動の支援など、職員のキャリア開発に対する意識を高める研修を実施し、職員が積極的に自己啓発に取り組むことができる環境づくりに努めました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「職員の自己啓発への支援・環境の整備」に変更して、第11条 職員の責務に規定された事項を推進するための取組として継続することとしました。</p>
◇ 施政方針の公表<企画経営課> (第4項)	
<p>[取組状況]</p> <p>施政方針については、第1回市議会定例会後に市ホームページで公表するとともに、市広報紙にて概要を掲載しています。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p>

また、市政情報コーナーや各公共施設に配架しました。	平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。
---------------------------	--

第11条 職員の責務

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 職員に対する啓発の実施《行政総務課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 茅ヶ崎市自治基本条例に対する職員の認識を高めるため、階層別研修を実施しました。</p> <p>また、小中学校・保育園・病院に所属する職員に対し、業務と関わりの深い条文をまとめた資料を配布するとともに、所属長が所属職員に茅ヶ崎市自治基本条例の周知を行うために活用可能な資料を作成し、配布しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「自治基本条例の職員への周知」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 職員の自己啓発への支援・環境の整備《職員課》（第1項）（第10条に掲載）	
◇ 学習する風土づくりの推進《職員課》（第2項）	
<p>〔取組状況〕 職場外研修にて学習した知識やスキルを、職場内研修にて職員間で共有することで、学習する風土づくりの推進を図りました。</p> <p>職員が学習意欲を高めるための環境づくりに努めることができました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 部局横断的な検討組織の設置《全ての課》（第3項）	
<p>〔取組状況〕 必要に応じて部局横断的な検討組織を設置し、地域の課題解決や市民サービスの向上に向けた取組を行いました。主な取組としては、市立病院の今後の在り方について検討するため、企画部・財務部・総務部・市立病院で検討チームを設置し、課題解決に向けた議論を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>

第13条 説明責任

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 説明責任を果たすための体制等の充実《企画経営課・行政総務課・職員課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 市の計画等について審議する附属機関等における会議録等の標準的な作成方法を定めた「茅ヶ崎市審議会等における会議録等の作成に関する指針」を策定し、会議結果の概要を会議の終了後2日以内に、会議録等を会議終了後45日以内に作成するものとなりました。</p> <p>また、説明能力の向上や情報共有に関する意識啓発を図るための研修を実施しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「自治基本条例の職員への周知」、「附属機関等の会議の公開」に変更して第11条 職員の責務及び第14条 情報共有に規定された事項を推進するための取組として継続することとしました。</p>
◇ 説明責任を果たすための取組の実施《全ての課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 政策の策定、改廃又は実施の過程において、市政情報コーナー</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進す</p>

<p>での閲覧、市ホームページ、市広報紙、説明会、意見交換会その他の手法を活用し系統的かつ分かりやすく情報を公表し、又は提供するとともに、市民から寄せられた意見等に対する市の考え方や苦情等への対応を公表しました。</p>	<p>ることができました。 平成29年度以降は項目名を「苦情等への対応」、「市政情報の公表及び提供」に変更して取組を継続することとしました。</p>
--	--

第14条 情報共有

<p><制度等の整備・改善に関する取組></p>	
<p>◇ 審議会等の会議の非公開事由に係る規程の整備<行政総務課> (第3号)</p>	
<p>[取組状況] 審議会等の附属機関の会議の非公開事由について、茅ヶ崎市情報公開条例に規定するため、パブリックコメント手続や議会への提案等、条例改正のための手続を進めました。 附属機関の会議を原則公開とし、非公開とする場合の合理的な理由について、茅ヶ崎市情報公開条例に規定し、平成29年4月1日から施行しました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 規程の整備が完了したことから、平成28年度で取組を終了しました。</p>
<p><継続的に実施すべき取組></p>	
<p>◇ 情報の公開・提供に関する職員の意識啓発<行政総務課> (第1号)</p>	
<p>[取組状況] 「自治基本条例」、「情報公開条例・個人情報保護条例」の階層別研修を実施し、情報公開・提供の重要性について意識啓発をしました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「情報公開制度の適正な運用」、「個人情報保護制度の適正な運用」に変更して、第15条 情報の管理等に規定された事項を推進するための取組として継続することとしました。</p>
<p>◇ 情報公開条例の適切な運用<行政総務課> (第1号)</p>	
<p>[取組状況] 条例の運用解釈を定めたちがさきの情報公開ハンドブックの全課かい配布及び職員研修の実施により、職員への周知徹底を実施しました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「情報公開制度の適正な運用」に変更して、第13条 説明責任、第15条 情報の管理等に規定された事項を推進するための取組として継続することとしました。</p>
<p>◇ 市政情報コーナーの充実<行政総務課> (第1号・第2号)</p>	
<p>[取組状況] 市政情報コーナーに配架している約1,500タイトルの行政資料を容易に検索できるよう市政情報公表一覧を作成し、市ホームページ等で公表しました。 一覧表は、年4回更新し、最新の情報を市民に提供できるように配架物の内容の確認を行いました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>

第15条 情報の管理等

＜制度等の整備・改善に関する取組＞	
◇ (仮称)公文書管理条例の制定《文書法務課・文化生涯学習課》(第1項)	
<p>[取組状況] 歴史的文書を評価選別し、収集する手順を示すためのガイドラインの素案を精査しました。 また、旧庁舎に保管していた歴史的文書を整理・分類し、一部外部保管をするとともに、他の歴史的文書の保管及び内容の確認を行いました。 このほか、歴史的文書の保管場所の確保という課題に加え、歴史資料として収集した文書の取扱いや電子文書の取扱いについて等様々な課題の抽出を行いました。</p>	<p>[内部評価] 歴史的文書の管理及び保存の基準づくり、閲覧方法等の検討の中で課題を整理することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 茅ヶ崎市個人情報保護条例の適切な運用《行政総務課》(第1項)	
<p>[取組状況] 条例の運用解釈を定めたちがさきの個人情報保護ハンドブックの全課かい配布及び職員研修の実施により、職員への周知徹底を実施しました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「個人情報保護制度の適正な運用」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 行政文書の適正な管理《文書法務課》(第1項)	
<p>[取組状況] 行政文書の適正な管理に資するよう、文書管理推進会議委員によるファイリングシステムの巡回指導を行うとともに、公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとり文書管理のあり方に関する研修を実施するなど、職員の意識啓発に努めました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 情報セキュリティ対策の充実《情報推進課》(第2項)	
<p>[取組状況] 職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るための研修及び外部監査を実施しました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>

第16条 市民参加

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 市民参加の推進・啓発《市民自治推進課》(第1項)	
<p>[取組状況] 市政運営における市民の参加を推進するため市政に関する情報を提供するとともに、市民参加の推進に係る意識の啓発を図りました。</p>	<p>[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>

第17条 政策法務等

＜制度等の整備・改善に関する取組＞	
◇ 自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備＜行政総務課・文書法務課＞（第3項）	
<p>〔取組状況〕</p> <p>条例等を体系的に整備するための方法について、平成28年度に実施した自治基本条例の検証における市民や学識経験者の意見を踏まえ、関係課との協議の上、取組方針について検討を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条例等を体系的に整備するための方法について、検討を重ねましたが平成28年度に結論が出なかったことから平成29年度以降もアクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 条例等の点検・見直し＜文書法務課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕</p> <p>例規点検結果調書の作成等を各課かいに通知し、各課かいが作成した例規点検結果調書を基に、点検結果を取りまとめ、市の条例等が社会状況や地域の実情に即した適切なものかどうかという観点から点検・見直しを行いました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成28年度に条例等の点検・見直しが終了したことから取組を終了しました。</p>
＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 政策法務の推進＜文書法務課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕</p> <p>政策法務研究として事例研究を行うとともに、法制執務や種々の法律問題に関する研修を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 条例の制定改廃に関する情報の公表の徹底＜行政総務課・文書法務課＞（第2項）	
<p>〔取組状況〕</p> <p>条例の制定改廃の趣旨については、茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱に基づき、着手時に市ホームページ等で公表しました。</p> <p>また、年に1回条例の制定改廃の予定について各課等に照会をし、市政情報公表一覧表に掲載する条例の制定改廃情報に漏れのないよう確認を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は第13条説明責任の項目名「市政情報の公表及び提供」の取組のなかで公表の徹底を行うこととしました。</p>

第18条 総合計画

＜制度等の整備・改善に関する取組＞	
◇ 総合計画の進行管理＜企画経営課＞（第1項から第5項）	
<p>〔取組状況〕</p> <p>保健所政令市移行等に伴う茅ヶ崎市総合計画基本構想の見直しについては、平成28年4月に「改定の趣旨」を公表した後、7月から8月にかけて素案に対するパブリックコメント及び意見交換会を2回実施しました。市保健所には、神奈川県からの派遣職員も在籍する予定であることから、保健所運営に携わる県の派遣職員を対象として、総合計画についての周知を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「基本構想・実施計画の策定及び進行管理」に変更して取組を継続することとしました。</p>

また、平成29年度の茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画の策定に向けた「基本的考え方」をまとめました。	
<継続的に実施すべき取組>	
◇ 審議会等の機能分担の考え方の共有《企画経営課》	
◇ 総合計画及び個別計画の評価の内容に関する情報の共有《企画経営課》（第1項）	
<p>[取組状況]</p> <p>平成27年度に評価の見直しを行ったことから、各事務事業の評価及び進行管理は個別の審議会に委ね、全事業の進捗状況の確認と評価結果の予算への反映という視点から総合計画の事務事業評価を実施しました。併せて、平成29年度の総合計画第4次実施計画策定に向けて、「茅ヶ崎市政策・施策評価」を実施し、総合計画前半5年間の取組に関する評価を行いました。評価に際しては、各部局において所管する個別計画の進捗状況等について、個別の審議会、関連審議会、市民等からの意見や評価内容等を明らかにし、その後の対応方針に反映させることで、総合計画と個別計画の連携の充実を図りました。</p> <p>また、これまで、総合計画の外部評価は、総合計画審議会と行政改革推進委員会の合同により実施していましたが、それぞれの視点が異なることから、合同実施を廃止し、茅ヶ崎市総合計画審議会のみによる外部評価を実施しました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>茅ヶ崎市総合計画審議会と個別計画を所管する審議会等それぞれの評価の役割を明確にした仕組みを構築し、取組を終了しました。</p>

第19条 財政運営等

<継続的に実施すべき取組>	
◇ 財政状況の公表《財政課》（第1項）	
<p>[取組状況]</p> <p>市広報紙や市ホームページ等で、予算の概要及び執行状況並びに決算状況を公表しました。公表については、市民に分かりやすいものになるよう意識し取組を進めました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「財政状況の分かりやすい公表」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 財政見通しの策定《財政課》（第2項）	
<p>[取組状況]</p> <p>予算編成に向けた財政見通しを予算編成説明会までに策定するとともに、議会への提案まで、国等の動向を的確に捉え、予算に反映させました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「財政推計の策定」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 予算の編成《財政課》（第3項）	
<p>[取組状況]</p> <p>財政見通し、業務棚卸評価、茅ヶ崎市総合計画審議会及び茅ヶ崎市行政改革推進委員会における事務事業の外部評価や議会の決算審査における事業評価結果等を踏まえた予算編成を行い、市民にとって緊急度・優先度の高い事業に対して重点的に財源を配分しました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>

第20条 行政評価

<制度等の整備・改善に関する取組>

◇ 適切な行政評価制度の運用<企画経営課> (第1項・第2項)

[取組状況]

平成27年度に検討した業務棚卸評価の見直しに基づいて、実施計画の進行管理の側面から、事務事業の指標の達成度や投入コスト・人員等を総合的に分析する「事務事業評価」と事務改善のために行う「業務棚卸評価」とを実施しました。

政策・施策評価については、総合計画第4次実施計画の策定に反映させることを目的として、内部評価及び総合計画審議会による外部評価を実施し、理事者ヒアリングを経て最終評価を確定しました。その結果は平成28年10月に公表しました。

行政評価の仕組みの検証等については、外部意見を参考に、課題を整理しました。見直しについては、次期総合計画基本構想からの導入を基本とし、検討を継続しますが、前倒しが可能な事項については、総合計画第4次実施計画から導入することとしました。

[内部評価]

条文に規定された事項を推進することができました。

平成29年度以降は項目名を「行政評価制度の適正な運用」に変更して取組を継続することとしました。

第21条 行政手続

<継続的に実施すべき取組>

◇ 審査基準等の設定や見直しの実施<文書法務課>

[取組状況]

10月1日を基準日とする審査基準等の確認・見直しを行うよう、また、根拠となる法令や条例等の制定改廃があった場合は、適宜に設定・見直しを行うよう通知しました。

[内部評価]

条文に規定された事項を推進することができました。

平成29年度以降は項目名を「行政手続制度の適正な運用」に変更して取組を継続することとしました。

◇ 審査基準等の公表<文書法務課>

[取組状況]

処分を行う課の窓口及び市政情報コーナーにおいて審査基準等を公表しました。

[内部評価]

条文に規定された事項を推進することができました。

平成29年度以降は項目名を「審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表」に変更して取組を継続することとしました。

◇ 処分に関する手続の実施状況の公表<文書法務課>

[取組状況]

処分に関する手続の実施状況を市ホームページで公表しました。

(※現在は審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の一覧を公表しています。)

[内部評価]

条文に規定された事項を推進することができました。

平成29年度以降は項目名を「審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表」に変更して取組を継続することとしました。

◇ 職員研修の実施《文書法務課》	
[取組状況] 行政手続を専門とする大学教授を招き、特に行政処分が多い部局の職員を対象として研修を行い、職員の能力向上を図りました。	[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「行政手続制度の適正な運用」に変更して取組を継続することとしました。

第22条 苦情等への対応

<継続的に実施すべき取組>	
◇ 行政運営に関する苦情等への対応《市民相談課》（第1項）	
[取組状況] 苦情等への対応について定めた「苦情等対応制度」に基づき、各課かいにおいて市民からの苦情等（苦情、要望、提案など）に適切に対応するとともに、苦情等をきっかけとして業務改善へつなげるための検討を行いました。	[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「陳情・要望・苦情等への対応」に変更して取組を継続することとしました。
◇ 苦情等の公表《市民相談課》（第2項）	
[取組状況] 四半期ごとに各課かいで個々に作成した「苦情等対応報告書」を取りまとめ、市ホームページへの掲載及び市政情報コーナーへの配架により公表しました。公表することで行政運営の透明性の確保や職員の意識の向上を図りました。	[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「陳情・要望・苦情等への対応」に変更して取組を継続することとしました。
◇ 職員への周知徹底《市民相談課》（第1項）	
[取組状況] 「苦情等対応制度」を周知するとともに、苦情等を業務改善へつなげるための考え方やノウハウを学ぶため、職員説明会や有識者による研修を実施しました。	[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「陳情・要望・苦情等への対応」に変更して取組を継続することとしました。

第23条 監査

<継続的に実施すべき取組>	
◇ 監査年報の作成・公表《監査事務局》（第2項）	
[取組状況] 監査年報については、前年度の監査結果を分かりやすく取りまとめ、9月に市政情報コーナー、市ホームページで公表しました。 市民に一年間の監査結果を集約した情報を提供することができました。	[内部評価] 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「監査結果の分かりやすく速やかな公表」に変更して取組を継続することとしました。
◇ 随時監査の実施《監査事務局》（第1項）	
[取組状況]	[内部評価]

<p>外郭団体、指定管理者、補助事業から抽出し、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効果的に行われているか等の観点から4件の財政援助団体等の随時監査を実施しました。</p> <p>また、各部課かいで継続して購入している追録図書及び定期刊行物の保有、利用状況等を検証し、適切な購入、共同利用の促進、経費削減に資することを目的に行政監査を実施しました。</p>	<p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
<p>◇ 監査結果の分かりやすく速やかな公表《監査事務局》（第2項）</p>	
<p>〔取組状況〕</p> <p>監査結果を分かりやすく具体的な表現を用いて取りまとめ、各監査実施後速やかに市政情報コーナー、市ホームページで公表しました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
<p>◇ 職員の監査能力の向上《監査事務局》（第1項）</p>	
<p>〔取組状況〕</p> <p>公正で的確な監査を実施するため、積極的に研修等に参加し、専門性の向上を図るとともに、事務局内で情報共有を行うなど事務局職員の監査能力の向上に努めました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
<p>◇ 是正措置の公表《監査事務局》（第2項）</p>	
<p>〔取組状況〕</p> <p>監査の結果に基づいた是正措置については、速やかに公表し市民に提供することができました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「監査結果の分かりやすく速やかな公表」に変更して取組を継続することとしました。</p>
<p>◇ 外部監査の検討《行政改革推進室》（第1項）</p>	
<p>〔取組状況〕</p> <p>中核市移行に関する様々な議論の一環で、他自治体の情報を収集し、研究を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>情報収集や研究により、他自治体の状況把握に努めました。</p> <p>なお、当面は保健所の安定的な運営に取り組みつつ、中核市移行を含めた権限移譲の検討等の地方分権の推進を図っていくこととしたことを踏まえ積極的な検討は見送ることとしました。</p>

第24条 職員通報

<p>＜継続的に実施すべき取組＞</p>	
<p>◇ 通報内容等の公表《行政総務課》（第1項）</p>	
<p>〔取組状況〕</p> <p>通報件数、相談件数、通報内容等の運用状況を、市ホームページで公表しました。</p>	<p>〔内部評価〕</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p>

	平成29年度以降は項目名を「職員通報制度の適正な運用」に変更して取組を継続することとしました。
◇ 職員への周知徹底《行政総務課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 新採用職員を対象とした研修を2回実施するとともに、全課かに外部窓口相談日時連絡をする際に、併せて制度に関する周知を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「職員通報制度の適正な運用」に変更して取組を継続することとしました。</p>

第25条 コミュニティ

<継続的に実施すべき取組>	
◇ 地域コミュニティ制度の整備《市民自治推進課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 地域において公益を増進するために活動するコミュニティの認定と支援について定めた「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を平成28年4月1日に施行しました。 地域における活発な活動を支援するため、この条例に基づく財政的支援制度等により市民主体のまちづくりを推進しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「地域コミュニティの推進」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ コミュニティへの助成《市民自治推進課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 コミュニティへの助成のため、県及び一般社団法人自治総合センターと連携し、コミュニティ活動に必要な設備の整備等にかかる費用の一部を補助し、団体の活動の活性化に寄与しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 自治会活動の支援《市民自治推進課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 自治会活動の支援については、地域におけるコミュニティ形成の基盤である自治会の維持・発展のため、自治会の運営に関する経費の補助等を実施しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>
◇ 市民活動等災害補償制度事業《市民自治推進課》（第1項）（第27条に掲載）	

第26条 協働

<継続的に実施すべき取組>	
◇ 多様な主体との協働事業の推進《市民自治推進課・行政改革推進室》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 「茅ヶ崎市公民連携推進のための基本的な考え方」において公民連携のための具体的な方策として位置付けている民間のアイデアやノウハウを活用し、更なる市民サービスの向上及び効率的な行政運営を図ることを目的とする提案型民間活用制度について、平成29年度からの事業募集に向けて、全事務事</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降も、アクション・プランに掲げて取組を継続することとしました。</p>

業を民間委託化の対象候補とする自由提案型制度の構築を実施しました。	
-----------------------------------	--

第27条 市民活動の推進

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 市民活動への補助《市民自治推進課》	
<p>〔取組状況〕 市民が自主的に行う公益的な市民活動に対し、市民活動推進基金を原資とした財政的な支援を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「市民活動団体の支援」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 市民活動サポートセンターの運営《市民自治推進課》	
<p>〔取組状況〕 毎月行う定期連絡会やモニタリングに加え、指定管理者である中間支援組織と適時連絡調整を行いながら、円滑な運営を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「市民活動サポートセンターの管理運営」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 市民活動等災害補償制度事業《市民自治推進課》	
<p>〔取組状況〕 市民により自発的に構成された市民活動団体等が行う地域社会福祉活動、青少年健全育成活動、社会教育活動、社会福祉・社会奉仕活動などの市民活動中に発生した傷害や損害賠償責任に対して補償等を行うことにより、市民活動等を推進するとともに、地域社会の振興に寄与しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。 平成29年度以降は項目名を「市民活動等災害補償制度の運用」に変更して取組を継続することとしました。</p>

第28条 住民投票

＜制度等の整備・改善に関する取組＞	
◇ 住民投票条例のタイプの方向性の整理《行政総務課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 平成27年3月に住民投票制度検討委員会から制度設計のあり様により住民投票制度自体の性格が大きく異なるものになることから、様々な状況を勘案し、慎重に検討されるべきという旨の答申をいただきました。 この答申内容に基づき、住民投票制度に関しては更なる調査・研究を実施することとしており、他自治体での実施状況や常設型条例の制定状況について調査を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕 住民投票制度のあり方について、検討を重ねましたが平成28年度に結論が出なかったことから、平成29年度以降は項目名を「住民投票制度のあり方の検討」に変更して取組を継続することとしました。</p>
＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 住民投票制度についての情報提供《行政総務課》（第1項）	
<p>〔取組状況〕 住民投票制度に関する市の取組について、市ホームページで公表し、市民と情報共有を図りました。</p>	<p>〔内部評価〕 市民の知る権利や市の説明責任等、自治基本条例に規定された事項</p>

	を推進することができました。
--	----------------

第29条 国等の連携協力

＜継続的に実施すべき取組＞	
◇ 国や他の自治体との連携・協力の推進＜広域事業政策課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 厚木基地に起因する騒音問題の解決に向け、県及び基地関係市9市で構成される厚木基地騒音対策協議会において米国大使館、防衛省、外務省、在日米軍基地に対し要望活動を実施しました。</p> <p>また、全国の施行時特例市で組織される全国施行時特例市市長会において、会員市相互間における情報交換を行うとともに、中核市移行など共通の課題について国や関係機関への提言活動を実施しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は、地域課題解決には国や県の施策や予算等に関する要望活動が重要であると考え、項目名を「国・県の施策・制度予算に関する要望」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 湘南広域都市行政協議会の取組の充実＜広域事業政策課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 湘南広域都市行政協議会では、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化・効率化を目指し、7つの専門部会を設置して、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を行いました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「湘南広域都市行政協議会との連携」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 寒川町との連携の推進＜広域事業政策課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議設置要綱の規定により、検討会議・作業部会・分科会を設置し、検討項目について調査研究を行いました。</p> <p>また、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に16事務事業の取組の検証を実施し、5年間の計画期間における事務事業の中間見直しを行いました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「寒川町との連携」に変更して取組を継続することとしました。</p>
◇ 国際社会との連携・協力の検討＜男女共同参画課＞（第2項）	
<p>〔取組状況〕 平和首長会議を通じた平和啓発事業として、核兵器禁止条約の早期実現を目指した市民署名活動に取り組み、署名用紙を市内各公共施設へ設置しました。</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「国際交流に関する考え方の整理」に変更して取組を継続することとしました。</p>

第30条 条例の検証等

＜制度等の整備・改善に関する取組＞	
◇ 次回の自治基本条例の検証に向けた検討＜行政総務課＞（第1項）	
<p>〔取組状況〕 「平成24年度に実施した茅ヶ崎市自治基本条例の検証等の手続の総括及び平成28年度に実施する検証等の手続に関する基本的な考え方」に基づき、自治基本条例の検証について、市民アンケートによる市民意見聴取や、学</p>	<p>〔内部評価〕 条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～</p>

<p>識経験者の意見聴取を実施しました。</p> <p>検証の内容及び講じようとする措置について、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）（素案）」にまとめ、パブリックコメントを実施し、議会への報告を経て、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」を策定しました。</p>	<p>令和2年度)」を策定し取組を終了しました。</p>
<p><継続的に実施すべき取組></p>	
<p>◇ 自治基本条例にのっとりた取組の推進と進行管理《行政総務課》（第1項）</p>	
<p>[取組状況]</p> <p>平成28年度の検証を踏まえ、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」を策定し、取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールを明らかにしました。</p> <p>また、自治基本条例推進会議において、アクション・プランの進行管理を行うとともに、その内容を市ホームページや市政情報コーナーで公表、議会への情報提供を行いました。</p>	<p>[内部評価]</p> <p>条文に規定された事項を推進することができました。</p> <p>平成29年度以降は項目名を「自治基本条例の推進」に変更して取組を継続することとしました。</p>

令和2年度 茅ヶ崎市自治基本条例検証資料
令和2（2020）年3月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 総務部行政総務課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



茅ヶ崎市 